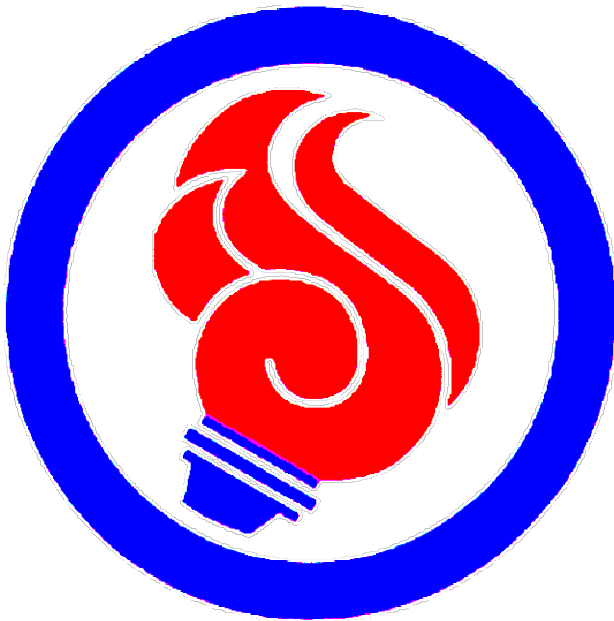


三重とこわか国体・三重とこわか大会  
亀山市実行委員会

# 第2回常任委員会



日 時 令和元年5月14日（火）13時30分～

場 所 亀山市文化会館 中央コミュニティーセンター

# 目 次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 第2回常任委員会

## ○報告事項

### 【報告第1号】

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員、委員等の変更・・・1

## ○議 事

### (総務企画専門委員会審議事項)

#### 【議案第1号】

三重とこわか国体亀山市広報基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 3

#### 【議案第2号】

三重とこわか国体亀山市市民運動基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 5

#### 【議案第3号】

三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 7

### (競技式典専門委員会審議事項)

#### 【議案第4号】

三重とこわか国体亀山市競技運営基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 8

#### 【議案第5号】

三重とこわか国体亀山市施設整備基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 9

#### 【議案第6号】

三重とこわか国体亀山市リハーサル大会開催基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 10

#### 【議案第7号】

三重とこわか国体亀山市式典基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 12

#### 【議案第8号】

三重とこわか国体亀山市情報通信基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 13

### (宿泊衛生専門委員会審議事項)

#### 【議案第9号】

三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 14

#### 【議案第10号】

三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 15

(輸送交通専門委員会審議事項)

【議案第11号】

三重とわか国体亀山市輸送・交通基本計画（案）・・・・・・・・・・ 16

【議案第12号】

三重とわか国体亀山市消防防災・警備基本計画（案）・・・・・・・・・・ 18

○参考資料

資料1

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会役員・委員等名簿・・ 19

資料2

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会会則・・・・・・・・・・ 22

資料3

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程・・ 27

資料4

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市開催推進総合計画・・・・・・・・・・ 30

# 三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会

## 第2回常任委員会 次第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 報告事項

#### 【報告第1号】

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員、委員等の変更について

### 4 議 事

#### (総務企画専門委員会審議事項)

【議案第1号】 三重とこわか国体亀山市広報基本計画（案）について

【議案第2号】 三重とこわか国体亀山市市民運動基本計画（案）について

【議案第3号】 三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画（案）について

#### (競技式典専門委員会審議事項)

【議案第4号】 三重とこわか国体亀山市競技運営基本計画（案）について

【議案第5号】 三重とこわか国体亀山市施設整備基本計画（案）について

【議案第6号】 三重とこわか国体亀山市リハーサル大会開催基本計画（案）について

【議案第7号】 三重とこわか国体亀山市式典基本計画（案）について

【議案第8号】 三重とこわか国体亀山市情報通信基本計画（案）について

#### (宿泊衛生専門委員会審議事項)

【議案第9号】 三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画（案）について

【議案第10号】 三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画（案）について

#### (輸送交通専門委員会審議事項)

【議案第11号】 三重とこわか国体亀山市輸送・交通基本計画（案）について

【議案第12号】 三重とこわか国体亀山市消防防災・警備基本計画（案）について

### 5 閉 会

# 報告事項



## 三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員、委員等の変更

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第8条第3項の規定を準用し、平成31年1月31日から令和元年5月14日までの間における三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員、委員等の変更について、次のとおり報告します。

## 【常任委員：3名】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山市レクリエーション協会 理事長	小林 茂	櫻井 光乗
亀山市中学校体育連盟 会長	徳田 浩一	西 秀人
亀山市小中学校長会 会長	高嶋 浩史	豊田 良康

## 【委員：1名】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
三重県立亀山高等学校 校長	辻 成尚	上野 修弘
亀山市PTA連合会 会長	北川 友和	寺田 潔
日本郵便株式会社亀山郵便局 局長	山口 勝史	藤山 一英
亀山市子ども会育成者連絡協議会 会長	選任中	伊藤 淳彦
亀山ロータリークラブ 会長	赤塚 英則	伊藤 淳彦
国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 鈴鹿川出張所 出張所長	中本 有朋	濱田 耕一
国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所上野 維持出張所 出張所長	山本 裕彦	水野 裕彰
三重県鈴鹿地域防災総合事務所 所長	富田 康成	浅井 雅之
三重県鈴鹿保健所 所長	土屋 英俊	林 宣男

## 【参与：1名】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山警察署 署長	橋本 利秋	大野 敏幸





# 議案



## 三重とこわか国体亀山市広報基本計画（案）

### 1 目的

三重とこわか国体開催に対する市民の理解や参加意識を高めるとともに、豊かな自然・歴史・文化・産業など、本市の魅力を全国に発信するため、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、計画的かつ効率的な広報活動を積極的に展開する。

### 2 内容

#### (1) 印刷物による広報

大会を象徴する愛称・スローガン・マスコットなどを活用した各種印刷物や啓発物品を作成し、大会開催を広く周知する。

- ア 市、関係機関等の広報紙への掲載パンフレット等の作成
- イ PR広報紙の作成
- ウ パンフレット等の作成
- エ 啓発物品の作製

#### (2) メディアによる広報

多様なメディアを活用し、広範囲に迅速かつ効果的な情報発信を行う。

- ア 市ホームページやSNS等による情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等による情報発信
- ウ 市の既存の広報番組等の活用

#### (3) イベントによる広報

主催イベントを実施するとともに、既存の各種イベントとの連携を図る。

- ア マスコット、イメージソング等を活用した啓発イベントの開催
- イ 市関係機関、団体等が開催するイベント等との連携、参加

#### (4) 工作物等による広報

各種工作物を作成し、市民に周知する。

- ア 横断幕、懸垂幕、幟の設置
- イ 案内板の設置
- ウ カウントダウンボードの設置

(5) 大会報告書等による広報

三重とわか国体の成果を記録にとどめるため、大会報告書等を製作する。

ア 大会報告書等の作成

## 三重とわか国体亀山市市民運動基本計画（案）

### 1 目的

三重とわか国体の成功に向けて、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、市民総参加のもと、国体開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げるとともに、大会の開催を本市のまちづくりの基本方針である「市民力・地域力が輝くまちづくり」の推進につなげることを目的とする。

### 2 目標

#### (1) 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、さまざまな形で大会に携わり、喜びと感動を共有できる大会を目指す。

#### (2) 来訪者を心から歓迎し、おもてなしする大会

全国からの来訪者を温かく迎え、おもてなしすることにより、関わる人の交流の場となる大会を目指す。

#### (3) 市民の主体的な健康活動を促す大会

大会を契機にスポーツ・レクリエーション行事への参加意欲を高め、将来的に「市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しむ」姿につながる大会を目指す。

#### (4) 本市の魅力を発信する大会

全国から訪れる方々が、大会を通じて歴史・文化・自然・食などに触れることにより、本市の魅力を全国に発信する大会を目指す。

#### (5) 清潔で環境に配慮した快適な大会

清掃美化活動や環境への配慮などにより、関わるすべての方々が快適さを感じる大会を目指す。

### 3 推進方法

(1) 市民の理解と関心を高め、市民一人ひとりが自ら行動を起こし、運動が広がるよう、各種広報活動を進める。

(2) 市民の参加機会がより広がるよう、市民団体、関係機関等と連携して進める。

- (3) 従来から実施されている各種市民運動や企業の社会貢献活動等と連携し、それぞれの立場に応じた推進分野を担当し、より多くの市民の理解と参加が得られるよう、地域や団体の事情に配慮した活動を進める。

## 三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画（案）

### 1 目的

三重とこわか国体に参加する、選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者ならびに一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）の歓迎・接伴については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、本市を訪れる方々を温かくお迎えすることで、「また訪れたい」と感じていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供することを目的とする。

### 2 内容

#### （1）歓迎意識の高揚

市民一人ひとりが、本市を訪れる大会参加者等をおもてなしの心で接するよう、歓迎意識の高揚に努める。

#### （2）歓迎装飾

亀山市を訪れる大会参加者等に歓迎の意思を伝えるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

#### （3）案内所の設置

大会参加者等にさまざまな情報を提供するため、競技会場、主要駅等に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び連絡業務等を行う。

#### （4）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として活用するため、競技会場に休憩所を設置する。

#### （5）売店等の設置

大会参加者等の利便性を考慮するとともに、本市の特産物の紹介および販売を促進するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

## 三重とこわか国体亀山市競技運営基本計画（案）

### 1 目的

三重とこわか国体において本市で開催される競技会については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、円滑で効率的な競技会運営を行うため、県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携を図り、準備に万全を期する。

### 2 内容

#### (1) 競技会の運営

競技会の運営については、県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携を図り、円滑で効率的に行う。

#### (2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体等と協議の上、適正な配置を行う。

#### (3) 競技会場等の確保・整備

競技会場等の確保・整備については、県、競技団体等と協議の上、計画的かつ効率的に行う。

#### (4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、現有する競技用具を活用しながら、競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者等と協議の上、計画的かつ効率的に行う。

#### (5) 競技記録

競技記録の収集及び速報については、県、競技団体、関係機関等と協議の上、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

#### (6) リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の参加意識の向上とトップレベルの競技スポーツを身近に感じられる機会を創出するため、県、競技団体、関係機関等と協力して行う。



## 三重とわか国体亀山市施設整備基本計画（案）

### 1 目的

三重とわか国体において、本市で開催される競技会の施設整備については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、既存施設の有効活用に努め、競技運営に支障がないよう整備を行う。

### 2 内容

#### (1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

#### (2) 練習会場の整備

練習会場については、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、できる限り既存施設を活用する。

#### (3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、整備する。

#### (4) 仮設給排水施設整備

接待所、トイレ等で、仮設給排水が必要と認められる箇所については、関係機関と協議の上、整備を行う。

#### (5) 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会参加者や一般観覧者の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

## 三重とこわか国体亀山市リハーサル大会開催基本計画（案）

### 1 目的

三重とこわか国体（以下「国体」という。）の開催に備え、県の「第76回国民体育大会 競技別リハーサル大会開催基準要項」および「亀山市競技運営基本計画」に基づき、国体における競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の国体に対する関心を高め、理解を深めるため、県、競技団体及び関係機関と協力して、競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）を開催する。

### 2 大会運営

大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

大会の運営は、原則として国体に準じて実施するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費において創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

### 3 内容

#### （1）実施本部の設置

大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

#### （2）大会運営物品

ア 大会運営に必要な物品は既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。

イ 物品を新たに購入する場合は、国体での使用を考慮し、必要最小限とする。

#### （3）競技運営

##### ア 競技運営

競技運営の主管は、競技団体とするが、市実行委員会との緊密な連携の下、合理的かつ効率的に行う。

##### イ 競技役員編成

競技役員等の編成は原則として国体に準じて行うが、競技団体等の実情に応じた編成とする。

##### ウ 競技記録の収集及び速報

競技記録の収集及び速報は競技団体と連携し、迅速かつ正確な記録の収集、速報に努める。

#### （4）施設

大会で使用する施設は、国体で使用する会場を充てることを原則とし、できる限り国体と同じ条件により行う。また、大会運営に必要な仮設施設は、競技団体

および施設管理者と十分協議のうえ整備する。

#### (5) 式典

##### ア 開閉会式および表彰式

競技別開閉会式および表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障がないよう簡素化に努める。

##### イ 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

#### (6) 宿泊・医事・衛生

##### ア 宿泊

大会参加者が、それぞれの分野において、十分な活躍ができるよう関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

##### イ 医事・衛生

大会参加者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍および観覧ができるよう、関係機関等の協力を得て医事救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

#### (7) 輸送・交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技の特殊性、競技会場・宿泊施設間の公共交通機関の状況等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

#### (8) 広報・市民協働

国体開催に対する市民の理解を深め、市民総参加の実りのある大会を実現するため、各種広報活動および市民運動を展開する。

#### (9) 消防・警備

雑踏事故、火災その他の災害、事故等を未然に防止するため、消防防災・警備団体と連携し万全を期す。

#### (10) 歓迎・接伴

大会参加者等を温かく迎えるため、必要に応じて各競技会場等に歓迎装飾、案内所、休憩所等を配置する。また、関係機関等の協力を得て、必要に応じて各競技会場に売店等を設置する。

### 4 その他

この計画に定めるもののほか、大会開催に必要な事項は、各種基本計画に準じて実施する。

## 三重とこわか国体亀山市式典基本計画（案）

### 1 目的

三重とこわか国体において、亀山市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものであり、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、簡素の中にも温もりのある内容とするために、創意工夫をこらした式典とする。

### 2 内容

#### (1) 開始式

開始式は、関係機関及び関係団体等と協議の上、競技運営に支障がないように簡素化に努める。

#### (2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議の上、実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

#### (3) 炬火イベント

炬火イベントは、大会の開催機運を高めるため、本市の特色を活かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫を凝らしたイベントとする。

#### (4) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

## 三重とこわか国体亀山市情報通信基本計画（案）

### 1 目的

三重とこわか国体において、亀山市で実施する情報通信業務については、県および競技団体との緊密な連携のもと、関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、大会運営に万全を期するものである。

### 2 内容

#### （1）通信施設の整備

大会を円滑かつ効率的に行うため、選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種通信施設を整備する。

#### （2）通信体制の整備

##### ア 競技会運営における通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制の整備を図る。

##### イ 記録・報道業務における通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録・報道業務を円滑かつ効率的に実施するための通信体制を整備する。

#### （3）大会参加者への情報提供サービス

大会参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報ならびに競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

## 三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画（案）

### 1 目的

三重とこわか国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）がそれぞれの目的を十分に達成できるよう、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、安全で快適な宿泊環境を整えるとともに、衛生面・栄養面で良好な食事を提供することを目的とする。

### 2 内容

#### （1）宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ）とする。
- イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関等と協議のうえ、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

#### （2）配宿

- ア 選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況を考慮し、大会運営に支障がないよう留意して行う。
- イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督とは別に割り当てる。
- エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

#### （3）宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

#### （4）食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

## 三重とわか国体亀山市医事・衛生基本計画（案）

### 1 目的

三重とわか国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、関係機関と連携し医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

### 2 内容

#### （1）医療救護

ア 大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

イ 救護所での診療費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担する。

#### （2）防疫

大会参加者等の感染症の発生及びまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫及び衛生に対する意識の向上を図る。

#### （3）食品衛生

大会参加者等の食品に起因する衛生上の危害を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上に努める。

#### （4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等とはもとより、広く市民の協力を得て、衛生対策、廃棄物の減量化及び適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水による事故の防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

## 三重とこわか国体亀山市輸送・交通基本計画（案）

### 1 目的

三重とこわか国体に参加する選手、監督、大会役員、視察員、報道関係者、その他関係者（以下「大会関係者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、交通状況等に十分配慮し、安全かつ効率的な輸送を行うものとする。

### 2 内容

#### （1）輸送対策

##### ア 輸送原則

大会関係者及び一般観覧者の輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金については、自己負担とする。

##### イ 計画輸送

競技の特殊性及び競技会場、練習会場又は宿泊施設間の輸送については、公共交通機関の状況等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

##### ウ 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議の上、定める。

#### （2）交通対策

##### ア 交通規制

大会関係者車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

##### イ 交通の整理誘導

大会関係者車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

#### （3）駐車場対策

##### ア 駐車場の確保

競技会場、練習会場及びその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要な駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。



#### イ 駐車場の利用

大会関係者車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場への誘導を円滑に行うため、事前に許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。

また、一般観覧者については、自家用車での来場の自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

#### (4) 交通環境への配慮

交通混雑の緩和と環境への負荷軽減のため、大会関係者及び一般観覧者に対し、公共交通機関の利用及び自家用車での来場の自粛を呼び掛けるとともに、市民に対しても渋滞の原因となる違法駐車防止、自家用車利用の自粛協力等交通環境整備のための啓発に努める。

## 三重とこわか国体亀山市消防防災・警備基本計画（案）

### 1 目的

三重とこわか国体における消防防災・警備対策について、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、関係機関及び団体等との緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、安全・安心かつ円滑な大会運営が行われるよう、万全を期することを目的とする。

### 2 内容

#### (1) 消防防災対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び緊急救助に関する諸対策を講じる。

イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災意識の高揚を図る。

#### (2) 警備対策

ア 競技会場等における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

イ 大会期間中には、暴力事犯・盗犯防止等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。

#### (3) 関係機関等との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。

# 資料



## 三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員・委員等名簿

会長：1名、副会長：5名、常任委員：27名、委員：43名、監事：2名、顧問：1名、参与：8名【計87名】

【会長：1名】

敬称略、順不同

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	行政関係	亀山市	市長	櫻井 義之	

【副会長：5名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	議会関係	亀山市議会	議長	小坂 直親	
2	スポーツ関係	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	会長	豊田 利一	亀山市スポーツ審議会会長（常任委員）兼務
3	産業・経済関係	亀山商工会議所	会頭	岩佐 憲治	
4	行政関係	亀山市	副市長	西口 昌利	
5	行政関係	亀山市教育委員会	教育長	服部 裕	

【常任委員：27名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	社会・市民団体	亀山市自治会連合会	会長	小河 明邦	
2	健康・福祉関係	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	会長	楳谷 英一	
3	県競技団体	三重県軟式野球連盟	副理事長	横山 宗晴	
4	県競技団体	三重県ウエイトリフティング協会	会長	柳瀬 仁	
5	県競技団体	三重県カローリング協会	理事長	内田 政義	
6	県競技団体	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会	代表	中畑 富行	
7	県競技団体	三重県ビリヤード協会	会長	田中 智也	
8	県競技団体	亀山市レクリエーション協会	理事長	小林 茂	
9	スポーツ関係	亀山市スポーツ推進委員会	会長	宮坂 辰男	
10	教育関係	亀山市中学校体育連盟	会長	徳田 浩一	
11	教育関係	三重県高等学校体育連盟	会長	阿形 克己	
12	教育関係	亀山市小中学校長会	会長	高嶋 浩史	
13	産業・経済関係	一般社団法人 亀山青年会議所	副理事長	山田 拓朗	
14	観光関係	一般社団法人 亀山市観光協会	会長	黒田 力男	
15	医療関係	一般社団法人 亀山市医師会	会長	落合 仁	
16	医療関係	一般社団法人 亀山歯科医師会	会長	生川 克弥	
17	医療関係	一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会	会長	松浦 恵子	
18	行政関係	亀山市総合政策部	部長	山本 伸治	
19	行政関係	亀山市生活文化部	部長	佐久間 利夫	
20	行政関係	亀山市健康福祉部	部長	井分 信次	
21	行政関係	亀山市産業建設部	部長	大澤 哲也	

【常任委員：27名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
22	行政関係	亀山市上下水道部	部長	宮崎 哲二	
23	行政関係	亀山市防災安全課	危機管理監	久野 友彦	
24	行政関係	亀山市消防本部	消防長	平松 敏幸	
25	行政関係	亀山市立医療センター	地域医療部長	古田 秀樹	
26	行政関係	亀山市教育委員会事務局	教育部長	草川 吉次	
27	行政関係	亀山市議会事務局	事務局長	草川 博昭	

【委員：43名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会	事務局長	須原 久勝	
2	スポーツ関係兼市競技団体	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	副会長	山谷 和久	三重県軟式野球連盟亀山支部副理事長兼務
3	スポーツ関係兼市競技団体	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	副会長	平井 一正	三重県ウエイトリフティング協会副会長兼務
4	スポーツ関係兼市競技団体	亀山市ウエイトリフティング協会	会長	平岡 一能	
5	スポーツ関係	ENJOYスポーツかめ亀クラブ	会長	箭吹 利博	
6	スポーツ関係	特定非営利活動法人 Let'sスポーツわくわくらぶ	会長	上田 佳士	
7	教育関係	三重県立亀山高等学校	校長	辻 成尚	
8	教育関係	学校法人三重徳風学園 徳風高等学校	校長	東 則尚	
9	教育関係	学校法人古市学園 みずきが丘道伯幼稚園	園長	井上 千春	
10	教育関係	亀山市PTA連合会	会長	北川 友和	
11	産業・経済関係	亀山市商業団体連合会	会長	笠間 清	
12	産業・経済関係	亀山飲食業組合	組合長	中川 榮美子	
13	産業・経済関係	鈴鹿農業協同組合	代表理事専務理事	大塚 和馬	
14	産業・経済関係	亀山市茶業組合	組合長	伊達 義則	
15	産業・経済関係	鈴鹿森林組合	代表理事組合長	中川 賢一	
16	健康・福祉関係	亀山市民生委員児童委員協議会連合会	会長	丸橋 勲	
17	健康・福祉関係	亀山市障害者福祉協会	会長	三谷 芳春	
18	衛生関係	鈴鹿食品衛生協会	会長	前田 稔	
19	交通・インフラ関係	亀山地区交通安全協会	会長	西川 てる子	
20	交通・インフラ関係	一般社団法人 三重県タクシー協会	北勢支部長	長野 成司	
21	交通・インフラ関係	公益社団法人 三重県バス協会	専務理事	青木 周二	
22	交通・インフラ関係	三重交通株式会社中勢営業所	営業所長	内山 宜哉	
23	交通・インフラ関係	日本郵便株式会社亀山郵便局	局長	山口 勝史	
24	交通・インフラ関係	西日本電信電話株式会社三重支店	支店長	大西 秀隆	
25	交通・インフラ関係	株式会社NTTドコモCS東海三重支店	支店長	田口 浩司	
26	交通・インフラ関係	KDDI株式会社	理事中部総支社長	渡辺 道治	
27	交通・インフラ関係	ソフトバンク株式会社	人事総務本部参与	伊藤 尚文	

【委員：43名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
28	交通・インフラ関係	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー鈴鹿営業所	所長	林 哲也	
29	社会・市民団体	亀山市ボランティア連絡協議会	会長	明石 澄子	
30	社会・市民団体	亀山市老人クラブ連合会	体育部長	池田 良次	
31	社会・市民団体	亀山市婦人会連絡協議会	会長	中村 愛	
32	社会・市民団体	亀山市子ども会育成者連絡協議会	会長	選任中	
33	社会・市民団体	亀山市青少年育成市民会議	会長	中坪 務	
34	社会・市民団体	亀山ロータリークラブ	会長	赤塚 英則	
35	社会・市民団体	亀山ライオンズクラブ	会長	豊田 和人	
36	施設管理関係	三幸・スポーツマックス共同事業体 代表企業 三幸株式会社名古屋支店	常務執行役員支店長	土屋 幸成	
37	施設管理関係	公益財団法人 亀山市地域社会振興会	理事長	岸 英毅	
38	国・県関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所鈴鹿川出張所	出張所長	中本 有朋	
39	国・県関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所四日市国道維持出張所	出張所長	森下 義	
40	国・県関係	国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所上野維持出張所	出張所長	山本 裕彦	
41	国・県関係	三重県鈴鹿建設事務所	所長	関 泰弘	
42	国・県関係	三重県鈴鹿地域防災総合事務所	所長	富田 康成	
43	国・県関係	三重県鈴鹿保健所	所長	土屋 英俊	

【監事：2名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	行政関係	亀山市代表監査委員		渡部 満	
2	行政関係	亀山市	会計管理者	渡邊 知子	

【顧問：1名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	議会関係	三重県議会	議員	長田 隆尚	

【参与：8名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	国・県関係	亀山警察署	署長	橋本 利秋	
2	報道関係	株式会社中日新聞社	三重総局長	石川 保典	
3	報道関係	株式会社毎日新聞社津支局	支局長	広瀬 隆史	
4	報道関係	株式会社朝日新聞社鈴鹿支局	支局長	中根 勉	
5	報道関係	株式会社読売新聞社鈴鹿通信部	主事	南条 哲治	
6	報道関係	株式会社伊勢新聞社	記者	岩間 匠	
7	報道関係	三重テレビ放送株式会社	報道制作局長	小川 秀幸	
8	報道関係	株式会社ZTV	取締役社長	田村 憲司	

## 三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

#### (所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

#### (役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

#### (役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。



3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

### 第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、または書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関する事。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

## 第4章 会長の専決処分

### (会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

### (事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

### (解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

### (委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員等である者は、三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会の役員等に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

## 三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。  
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。

## 三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画

### 1 趣旨

三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「国体」という。）の成功に向けて、市民の英知と総力を結集し、第2次亀山市総合計画に掲げる「市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいる」姿を目指し、「第76回国民体育大会亀山市開催基本方針」に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

### 2 主要項目

#### (1) 総務企画

県・競技団体・関係機関および関係団体（以下「県等」という。）と連携し、円滑な大会運営を行うため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

#### (2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

#### (3) 広報

国体開催に対する市民の理解や参加意識を高めるため、報道機関等と連携し、積極的な広報活動を推進するとともに、豊かな自然、歴史、文化、産業など、本市の魅力を全国に発信する。

#### (4) 市民運動

市民総参加のもと、国体開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていくとともに、国体開催の経験をその後のまちづくりにつなげるよう努める。

#### (5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えすることで、「また訪れたい」と感じていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

#### (6) 競技

競技会開催については、県等と緊密な連携を図り、円滑で効率的な運営に努めるとともに、競技に必要な用具等の調達を遅滞なく行う。



(7) 施設

競技施設については、国民体育大会開催基準要項の施設基準を尊重しつつ、最大限、既存施設の有効活用に努めるとともに、国体開催後の利用も視野に入れた整備を行う。

(8) 式典

創意工夫をこらし、簡素で効率的な魅力ある式典とする。

(9) 宿泊

選手や監督、競技役員等の宿泊については、県等と緊密に連携を図り、安全で快適な宿舎が確保されるよう、配宿及び受け入れ体制を確立する。

(10) 医事・衛生

国体に関わる全ての方々の健康、安全を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関等と連携を図るとともに、食品衛生及び環境衛生に配慮し、防疫対策及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者関係機関と連携を図り、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制を確立する。

(12) 警備・消防

競技会場等大会に関係する施設における災害の防止と治安の確保、並びに非常時における緊急対応に万全を期するため、警察や消防等関係機関と連携を図り、消防防災・警備体制を確立する。

### 3 年次計画

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)

年	2018年(3年前)	2019年(2年前)	2020年(1年前)	2021年(開催年)	
開催地	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	
開催までの流れ	総合視察 (日体協・文科省) 会期決定		リハーサル大会開催	本大会開催	
庁内組織	国体推進G設置	庁内推進本部設置	リハーサル大会実施本部設置	本大会実施本部設置	
準備組織	実行委員会設置	総会開催	総会開催	総会開催	
	常任委員会設置	常任委員会開催			
	総務企画専門委員会設置 競技式典専門委員会設置 宿泊衛生専門委員会設置 輸送交通専門委員会設置	総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催			
				最終総会・解散	
総務企画専門委員会	総務企画	開催方針策定			
		専門委員会規程作成			
		開催推進総合計画策定	運営ガイドライン作成	業務必携作成(リハ大会)	業務必携作成(本大会)
	財務		服飾整備要項作成	服飾作製	
			企業協賛取扱要項作成	企業協賛募集	
	広報		広報基本計画策定		
			広報啓発活動の推進		
			ホームページ等情報発信		
	市民運動		市民運動基本計画策定		
			市民運動の実践		
		ボランティア募集要項作成	ボランティア募集 ボランティア業務計画作成 ボランティア養成	ボランティア編成・配置	
歓迎・接件		歓迎・接件基本計画策定			
		歓迎装飾実施要項作成	歓迎装飾実施(リハ大会)	歓迎装飾実施(本大会)	
		案内所設置要項作成	案内所設置(リハ大会)	案内所設置(本大会)	
		休憩所設置要項作成	休憩所設置(リハ大会)	休憩所設置(本大会)	
		売店設置要項作成	売店設置(リハ大会)	売店設置(本大会)	
		ガイドマップ検討		ガイドマップ作成・配布	
競技式典専門委員会	競技	競技運営基本計画策定	競技別実施要項作成	競技別プログラム作成	
			組合せ抽選会実施要項作成	参加受付・組合せ抽選会実施	
		競技用具整備計画作成	競技用具整備(リハ大会)	競技用具整備(本大会)	
		競技役員等編成案作成	競技役員等決定・名簿作成	競技役員等委嘱	
		競技会係員・補助員編成計画作成	競技会係員・補助員編成・養成	競技会係員・補助員委嘱	
		開催基本計画(リハ大会)作成 大会実施要項(リハ大会)作成	リハーサル大会プログラム作成		
	施設		施設整備基本計画策定		
			会場設営実施設計	会場設営(リハ大会)	会場設営(本大会)
式典		式典基本計画策定			
		式典実施要項作成	競技別式典実施要領作成 炬火・採火式実施計画作成	競技別式典実施 炬火・採火式実施	
宿泊衛生専門委員会	宿泊	宿泊基本計画策定	宿泊実施要項作成(リハ大会)	宿泊実施要項作成(本大会)	
		弁当調達要項作成 弁当調製施設選考基準作成	弁当調達(リハ大会)	弁当調達(本大会)	
	医事・衛生	医事・衛生基本計画策定			
		医療救護対策要項・要領作成	救護所設置計画作成 救護所設置(リハ大会)	医事・衛生本部設置 救護所設置	
		防疫対策要項・要領作成 食品衛生対策要項・要領作成 環境衛生対策要項・要領作成			
輸送・交通		輸送・交通基本計画策定			
		輸送業務実施要項作成	輸送実施計画作成 輸送実施(リハ大会)	輸送・交通本部設置	
		駐車場調査・確保	駐車場管理運営要領作成		
警備・消防		消防防災・警備基本計画策定			
		消防防災・警備実施要項作成	消防防災・警備本部設置(リハ大会)	消防防災・警備本部設置(本大会)	

第7回三重とこわか国体・三重とこわか大会開催

大会報告書

